独立行政法人水資源機構 分任契約職 筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 (公印省略)

# 見積依頼書

- 2 業 務 場 所 福岡県朝倉市江川1660-67 筑後川上流総合管理所 外
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和8年9月30日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加条件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品の製造又は販売の業種区分の「賃貸借」の営業品目「自動車」に登録されており、かつ福岡県朝倉市、うきは市、小郡市、朝倉郡筑前町又は三井郡大刀洗町に本店、支店または営業所がある者。
- 3 見積書等
  - 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。なお、見積書には項目ごとの金額がわかるよう、見積内訳書の添付をお願いします。見積書で各項目の金額がわかる場合は内訳書の添付は不要です。また、見積書の余白にくじ番号を記載してください。
  - 2) 提出方法 FAX、電子メール、郵送又は持参による。(※FAX番号、メールアドレスは、4) に記載) なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名に見積依頼書の件名を記載してください。
  - 3) 提出期限 令和7年10月29日 15:00 まで
  - 4)提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所

TEL 0946-25-0113 FAX 0946-25-0133

mail nyukei\_chikugojouryu@water.go.jp

- 5)担 当 者 経理課 見上 潤
- 6)質問書 令和7年10月21日 12:00 まで

提出期限 ※質問書の回答については、翌日15:00までにホームページ上に掲載します。

7) 見積回数 2回を限度とします。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年10月30日15:00までとします。

8)その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、課税 対象額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載し て下さい。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできませ

- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
  - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に、同金額のうち課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
  - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認ごとの支払いとなります。
  - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。 くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

# くじの方法

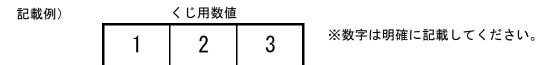
今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

#### 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

#### 2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「O:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「O:ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。



#### 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信(FAX)していただいた順に、「O:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

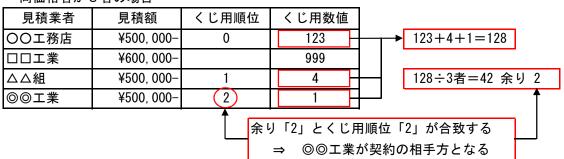
- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「O:ゼロ」、「1」
  - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

#### 4. 具体的な決定方法について

#### 例) ・同価格者が2者の場合



#### 例) ・同価格者が3者の場合



# 見積内訳書

# (件名) レンタカー (マイクロバス外) 単価契約

項目		予定数量 (A)	単価 (B)	金額 (A)×(B)
マイクロバス	6時間まで	1		0
	1 2 時間まで	1		0
	2 4 時間まで	2		0
	以後1日につき	1		0
	免責補償料(1日につき)	5		0
	6時間まで	1		0
	1 2 時間まで	1		0
ワゴン車	2 4 時間まで	1		0
	以後1日につき	1		0
	免責補償料(1日につき)	4		0
	6時間まで	1		0
ミニバン	1 2 時間まで	1		0
	2 4 時間まで	3		0
	以後1日につき	1		0
	免責補償料(1日につき)	6		0
軽自動車	6時間まで	1		0
	1 2 時間まで	1		0
	2 4 時間まで	10		0
	以後1日につき	1		0
	免責補償料(1日につき)	13		0
		小計(税抜)		0
		消費税		0
	合計 (税込)		0	

# レンタカー (マイクロバス外) 単価契約 仕様書

#### 第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所が施行する「レンタカー(マイクロバス外)単価契約」に適用する。

# 第2節 概要

本業務は、管理業務等で使用するため、受注者所有の車両を借り上げるものである。なお、運転手については発注者にて手配する。

# 第3節 履行期間

契約締結の翌日から令和8年9月30日までとする。

# 第4節 車両の仕様

車両の仕様は次のとおりとする。

- 1) マイクロバス (AT車)・・・24人乗り以上
- 2) ワゴン車・・・10人乗り以上
- 3) ミニバン (排気量1, 500~2, 000cc)・・・・8人乗り
- 4) 軽自動車・・・4人乗り

# 第5節 予定数量

予定数量については次のとおりとする。ただし、予定数量は概算の見込み数量であり、 当該数量の契約を約束するものではない。

なお、予定数量には、土、日、祝日での使用も含むものとする。

# 1) マイクロバス

項目	予定数量
6時間まで	1台
12時間まで	1台
24時間まで	2 台
以後1日につき	1台
免責補償料 (1日につき)	5 日

# 2) ワゴン車

項目	予定数量
6時間まで	1台
12時間まで	1台
24時間まで	1台
以後1日につき	1台
免責補償料 (1日につき)	4 日

# 3) ミニバン

項目	予定数量
6時間まで	1台
12時間まで	1台
24時間まで	3台
以後1日につき	1台
免責補償料(1日につき)	6 日

# 4) 軽自動車

項目	予定数量
6時間まで	1台
12時間まで	1台
24時間まで	10台
以後1日につき	1台
免責補償料 (1日につき)	13日

# 第6節 車両の予約方法

発注者は、車種及び利用日時等の所要の事項を記載した書面により、レンタカーの予約を申し込むものとし、受注者の承諾を持って予約の成立とする。予約した内容を変更する場合も同様とする。

# 第7節 車両の受け渡し場所

朝倉市、うきは市、小郡市、朝倉郡筑前町又は三井郡大刀洗町内に存する受注者の店舗とする。

なお、レンタル中は受け取り用の自動車1台を受注者敷地内に駐車する場合がある。

#### 第8節 燃料の取り扱い

- 1)受注者の負担においてレンタカーの燃料を満タンにして、発注者へ貸し渡すものとする。
- 2) 利用期間中の燃料は、発注者の負担とし、受注者へレンタカーを返還する際は燃料 を満タンにするものとする。

# 第9節 保険補償額

受注者は次の各号に掲げる保険及び補償を満たすレンタカーを発注者に貸し渡すものとし、使用中の事故については、その保険及び保証により賠償等の責任を追うものとする。

なお、別途免責補償制度へ加入することとする。(※免責補償制度に加入することで下 記免責額の支払いが免除される。)

- (1) 対人・・・・1名:無制限
- (2)対物・・・・1事故:無制限(免責5万円※)
- (3) 車両・・・・1事故:時価(免責5万円、ただしマイクロバスは10万円※)
- (4) 人身傷害・・・1名につき3,000万円まで

搭乗者の自動車事故によるケガ (死亡・後遺障害含む) につき、 運転者の過失割合にかかわらず、損害額を保証する。

#### 第10節 予約取消手数料

機構の都合により予約を取り消す場合がある。

その場合の予約取り消し手数料は、天災等のやむを得ない場合を除き、以下のとおりと し、1円未満は切り捨てるものとする。

マイクロバス		ワゴン車、ミニバン、軽自動車		
乗車日の10日前	無料	乗車日の7日前	無料	
乗車日の3~9日前	契約金額の20%	乗車日の3~6日前	契約金額の20%	
乗車日の2日前~前日	契約金額の30%	乗車日の2日前~前日	契約金額の30%	
乗車日・乗車日以降	契約金額の50%	乗車日・乗車日以降	契約金額の50%	

#### 第11節 疑義等

この仕様書に定めのない事項及び記載内容について疑義が生じた場合は発注者及び受注者で協議を行い、別途定めるものとする。

以上